

「指定短期入所生活介護」及び「指定介護予防短期入所生活介護」  
重要事項説明書

社会福祉法人 福因寺福祉会  
延寿苑短期入所生活介護サービス

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(福岡県指定 第4071500419号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要 .....	1
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 苦情の受付について.....	7

## 1 . 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 福因寺福祉会
- (2) 法人所在地 福岡県大牟田市大字今山4345番地の1
- (3) 電話番号 0944-51-2942
- (4) 代表者氏名 理事長 井田 真由
- (5) 設立年月 昭和55年10月15日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年1月1日指定  
介護予防短期生活介護事業所・平成18年4月1日指定  
福岡県4071500419号  
※当事業所は特別養護老人ホーム延寿苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 この施設は、要支援以上の利用契約者に対し、介護保険法の基本理念に基づき、心身機能の向上を図ると共に、養護する事を目的とする。

- (3) 事業所の名称 延寿苑短期入所生活介護サービス
- (4) 事業所の所在地 福岡県大牟田市大字今山4345番地の1
- (5) 電話番号 0944-51-2942
- (6) 事業所長(管理者)氏名 井田 謙
- (7) 当事業所の運営方針 やがては老い誰でもが死んでいかねばならない。短い命を持った、沢山の人間の中で、延寿苑という大きな家庭でいっしょに生活する御縁を持った私たちは御仏の慈愛に包まれ、お互いを尊重し励まし合って豊かで明るい生活を築いて生きたいと念じています。
- (8) 開設年月 昭和56年4月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休	
受付時間	月曜～日曜	8時～19時

- (10) 利用定員 10人
- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

(※各事業所における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	2室	
2人部屋	3室	
4人部屋	2室	
4人部屋	11室	
合計	18室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 肩関節輪運動機、平行棒、前腕回内運動機、 外
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項(※トイレの場所(居室内、居室外)等)

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	20名	18名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3名	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	1名	嘱託医1名
8. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火、金曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：7:00～15:30 2名 日中：8:00～16:30 2名 日中：10:00～19:00 4名 夜間：16:30～9:30 2名
3. 看護職員（兼） 機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：7:00～16:00 1名 日中：10:00～19:00 1名
4. 生活相談員兼介護支援専門員	月～金 8:30～17:30 1名

☆土日は上記と異なります。

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割または8割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

##### ①食事

- ・当事業所では、給食委託業者と当事業所の管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食： 8：00～ 8：40 昼食： 12：00～12：40 夕食： 18：00～18：40

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要支援及び要介護度に応じて異なります。）

〈短期入所生活介護〉

（単位／円）

介護度	1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	2. うち、介護保険から給付される金額			3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	5,840	5,256	4,672	4,088	584	1,168	1,752
要介護2	6,520	5,868	5,216	4,564	652	1,304	1,956
要介護3	7,220	6,498	5,776	5,054	722	1,444	2,166
要介護4	7,900	7,110	6,320	5,530	790	1,580	2,370
要介護5	8,560	7,704	6,848	5,992	856	1,712	2,568

〈 介護予防短期入所生活介護 〉

（単位／円）

介護度	1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	2. うち、介護保険から給付される金額			3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援1	4,370	3,933	3,496	3,059	437	874	1,311
要支援2	5,430	4,887	4,344	3,801	543	1,086	1,629

- 送迎加算 184単位/片道(1割) 368単位/片道(2割) 552単位/片道(3割)  
当契約者の居宅と事業所との間の送迎を行う場合。
- サービス提供体制強化加算(I) イ 18単位/日(1割) 36単位/日(2割)  
54単位/日(3割)  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上
- 夜勤職員配置加算(I) 13単位/日(1割) 26単位(2割) 36単位/日(3割)  
夜勤の介護職員・看護職員数が、最低基準1人以上上回っている場合。
- 緊急短期入所受入加算 90単位/日(1割) 180単位/日(2割) 270単位/日(3割)  
別に厚生労働大臣が定める者に対し、ケアプランで計画的に行うことになっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合や、ご契約者の状態やご家族等の事情でケアマネージャーが緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者。
- 介護職員処遇改善加算(I) 8.3%

【食事に係る費用】

(単位：円)

	第4段階 (市区町村民税が課税 世帯の方・市区町村民 が本人課税者)	第3段階 (市区町村民税を課税さ れていない方で第2段階 以外の方)	第2段階 (市区町村民税を課税さ れていない方で合計所得金 額と公的年金等収入額が 80万円以下の方)	第1段階 (市区町村民税を課税さ れていない方で老齢福祉年 金を受給されてない方。生 活保護の方)
朝食	380			
昼食	500			
夕食	500			
1日の 自己負担額	1,380	負担限度額		
		650	390	300

※第1～3段階の方には、「介護保険負担限度額認定証」に記載された額を超えて請求することはありません。基準額(1,380円)と負担限度額との差が補足給付として介護給付費より施設に給付されます

【居住に係る費用】

(単位：円)

	第4段階 (市区町村民税が課税 世帯の方・市区町村民 が本人課税者)	第3段階 (市区町村民税を課税 されていない方で第2 段階以外の方)	第2段階 (市区町村民税を課税さ れていない方で合計所得金 額と公的年金等収入額が 80万円以下の方)	第1段階 (市区町村民税を課税さ れていない方で老齢福祉年 金を受給されてない方。 生活保護の方)
1日の負担限度額	840	370		0

※第1～3段階の方には、「介護保険負担限度額認定証」に記載された額を請求します。  
基準費用額(840円)と負担限度額との差が補足給付として介護保険より施設に給付されます。

※ 特定負担限度額を下回る食費に関しましては、各食費の料金(朝・昼・夜)を頂きます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途頂きます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆食事と居室にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している限度額とします。

☆合計所得金額により２割負担になる場合があります。

65歳以上の方	本人の合計所得が220万円以上	年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上	3割負担
		年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上340万円未満、または2人以上世帯で346万円以上463万円以上	2割負担
	本人の合計所得が160万円以上220万円未満の方	年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、または2人以上世帯で346万円以上	1割負担
		年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満	
本人の合計所得が160万円未満の方		1割負担	

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ①特別な食事（お酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

ただし、ご希望の内容によっては、当事業所管理者及び管理栄養士等と協議し、認められない場合もあります。

利用料金：実費

#### ②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする

場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれか方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

福岡銀行 三池支店 (普) 593796

社会福祉法人 福因寺福祉会 特別養護老人ホーム延寿苑

施設長 井田 謙

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情解決責任者

氏名 井田 謙  
住所 〒837-0916  
大牟田市大字田隈146-1  
電話番号 0944-52-4783

○ 第三者委員

氏名 宮崎 義勇  
住所 〒837-0924  
大牟田市大字歴木722-10  
電話番号 0944-55-3035

氏名 猿渡 保生  
住所 〒864-0001  
荒尾市原万田761-5  
電話番号 0968-63-1369

○ 苦情受付窓口（担当者）

[職名] 生活相談員 木下 優作  
受付時間 毎週月曜日～金曜日  
8:30～17:30  
電話番号 0944-51-2942

また、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大牟田市 健康長寿支援課	所在地 大牟田市有明町2丁目3番地 電話番号 0944-41-2683 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番地47号 電話番号 092-642-7859 受付時間 8:30～17:00
福岡県運営適正化委員会	所在地 春日市原町3-1-7 電話番号 092-915-3511 受付時間 9:00～17:30



平成 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、  
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者  
所在地 福岡県大牟田市大字今山4345番地の1  
名称 社会福祉法人 福因寺福祉会  
代表者名 理事長 井田 真由 印

事業所  
所在地 福岡県大牟田市大字今山4345番地の1  
名称 延寿苑短期入所生活介護サービス  
管理者 施設長 井田 謙 印

説明者  
氏名 木下 優作 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供  
開始に同意しました。

契約者  
(利用者)  
住所  
氏名 印

代理人  
(家族または立会人)  
住所  
氏名 印

(契約者との関係 )

契約者は署名が出来ない為、契約者本人の意思を確認のうえ、私が代わってその署名を代行  
致します。

署名代理人  
住所  
氏名 印

(契約者との関係 )

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建

(2) 建物の延べ床面積 2250㎡

(3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]

平成12年1月1日指定 福岡県4071500526号 定員 50名

[通所介護事業及び介護予防通所介護事業]

平成12年1月1日指定 福岡県4071500427号 定員 25名

[訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業]

平成12年1月1日指定 福岡県4071500435号

(4) その他の事業所

[居宅介護支援事業]

平成12年9月1日指定 福岡県4071500039

(5) 施設の周辺環境\*

(騒音、日当たり等) 大牟田市東南に位置し、高取山東麓・県道金山三池線に沿い東に三池山を望む名地で、周囲は風光明媚、平静で太陽に恵まれ勝れた健康地です。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護及び健康保持の為に相談助言等を行います。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護介助等も行います。

50名と短期入所10名の利用者に対し、合計20名以上の介護職員と看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員(看護職員兼務)を配置しています。

**介護支援専門員**…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

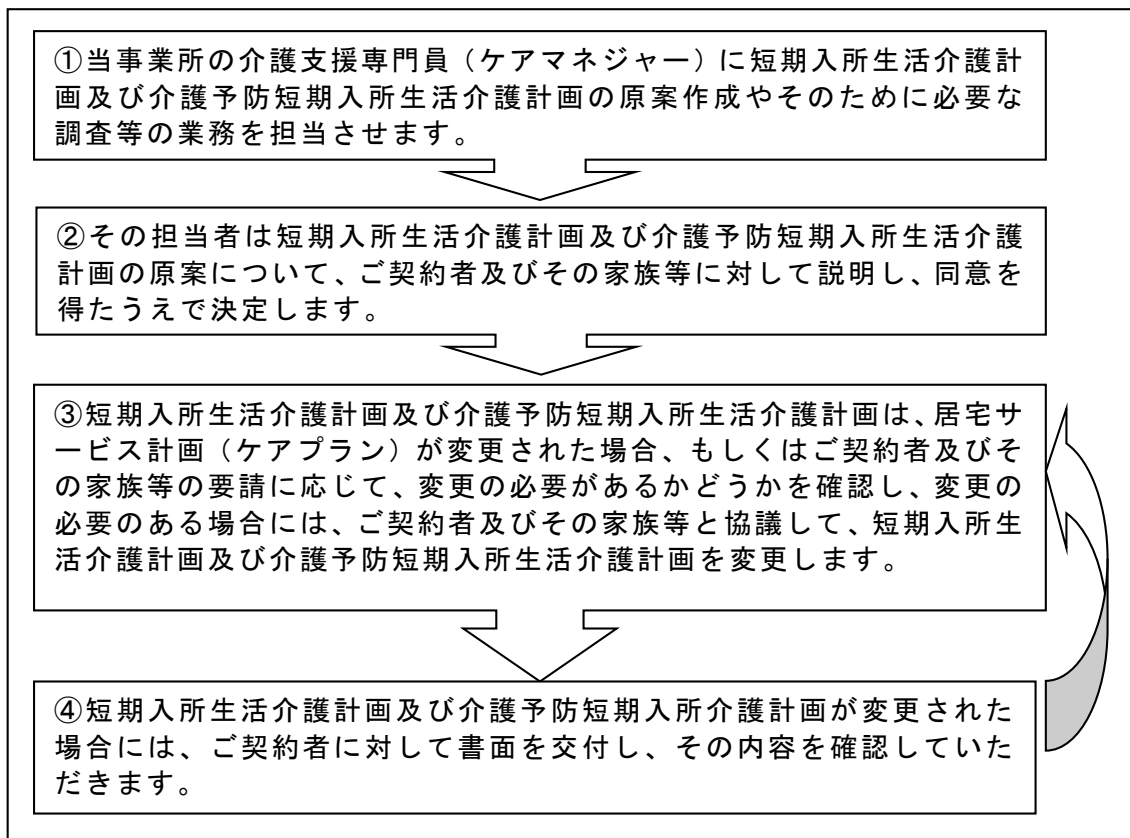
1名の介護支援専門員を配置しています。

**医師**…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」及び「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条、第13条、第14条参照）

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。（虐待の防止）
- ⑥ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。（身体拘束の禁止）
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務及び個人情報保護）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約

者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、タンス等居住室内にかさばる物は原則として持ち込みをご遠慮下さい。

### (2) 面会

面会時間 8:00～19:00

※来訪者は、必ずその都度面会簿にご記入下さい。

※来訪時、飲食物の持ち込みの際には従業者にご連絡ください。

### (3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第15条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### (5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	松岡医院
所在地	大牟田市大字久福木429
診療科	内科・循環器科・小児科・放射線科・

#### ②協力医療機関

医療機関の名称	米の山病院
所在地	大牟田市大字歴木4-10
診療科	総合病院

#### ③協力歯科医療機関

医療機関の名称	松田歯科医院
所在地	大牟田市大字手鎌743

## 6. 損害賠償について（契約書第16条、第17条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第19条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第20条、第21条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第22条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第19条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 緊急時及び事故発生時の対応について（契約書第25条参照）

- ① 事故が発生した場合、または緊急事態が発生した場合は速やかに看護職員を呼び、緊急処置を施してもらうとともに、速やかに管理者に報告し、嘱託医等に対応出来なければ、協力医療機関へ移送し、担当医師の指示を得るようにする。
- ② 事故により事業者が賠償責任を負った場合には、速やかに事業者が加入している損害保険により契約者及び家族に保障します。（契約書第16条参照）

（協力機関については、本紙の重要事項説明所付属文書の5の（5）を参照）

9. 非常災害対策（契約書第26条参照）

施設の「消防計画」、「災害時マニュアル」等により災害時には最小限にとどめるよう適切な対応をします。

